

別添

「医療法及び医師法の一部を改正する法律の施行について」（令和２年１月１６日付け医政発 0116 第１号厚生労働省医政局長通知）別紙
新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
法第５条の２第１項の認定の申請等の手続きについて 第１ 認定の申請手続き 法第５条の２第１項の認定の申請は、以下のとおり行うこと。 （１）同一の医師少数区域等所在病院等における連続した勤務に基づき申請を行う場合 - 申請者は、認定に必要な経験に関する所定の事項を別記様式１－１に基づき記載すること。 - 認定に必要な業務を行った医療機関として別記様式１－１に記載された医師少数区域等所在病院等の管理者は、申請者の勤務についての証明書を別記様式１－２に基づき記載すること。 - 申請者は、認定に必要な業務を行うこととなった理由、当該業務を行った医師少数区域等所在病院等の勤務環境、当該業務を行った期間及びその前後の期間における勤務地その他の勤務の状況について、別記様式４に基づき記載すること。 - 別記様式１－１，１－２，４に基づき記載した申請書及び以下の	法第５条の２第１項の認定の申請等の手続きについて 第１ 認定の申請手続き 法第５条の２第１項の認定の申請は、以下のとおり行うこと。 （１）同一の医師少数区域等所在病院等における連続した勤務に基づき申請を行う場合 - 申請者は、認定に必要な経験に関する所定の事項を別記様式１－１に基づき記載すること。 - 認定に必要な業務を行った医療機関として別記様式１－１に記載された医師少数区域等所在病院等の管理者は、申請者の勤務についての証明書を別記様式１－２に基づき記載すること。 - 申請者は、認定に必要な業務を行うこととなった理由、当該業務を行った医師少数区域等所在病院等の勤務環境、当該業務を行った期間及びその前後の期間における勤務地その他の勤務の状況について、別記様式４に基づき記載すること。 - 別記様式１－１，１－２，４に基づき記載した申請書及び以下の

改 正 後	改 正 前
書類を住所地の都道府県を管轄する地方厚生局に提出すること。 - 臨床研修修了登録証の写し (平成 16 年 3 月以前の医師免許取得者にあつては「医師免許証の写し」) - 認定証送付用封筒 (角形 2 号の封筒に住所・氏名を記載し、<u>一般書留による郵送に必要な額の切手</u>を貼付のこと。) (2) 医師免許取得後 9 年以上経過した医師による同一又は複数の医師少数区域等所在病院等における断続的な勤務に基づき申請を行う場合 - 申請者は、認定に必要な経験に関する所定の事項を別記様式 2－1 に基づき記載すること。 - 認定に必要な業務を行った医療機関として別記様式 2－1 に記載された全ての医師少数区域等所在病院等の管理者は、申請者による当該医療機関における勤務についての証明書を別記様式 2－2 に基づき記載すること。 - 申請者は、認定に必要な業務を行うこととなった理由、当該業務を行った医師少数区域等所在病院等の勤務環境、当該業務を行った期間及びその前後の期間における勤務地について、別記様式 4 に基づき記載すること。 - 別記様式 2－1， 2－2， 4 に基づき記載した申請書及び以下	書類を住所地の都道府県を管轄する地方厚生局に提出すること。 - 臨床研修修了登録証の写し (平成 16 年 3 月以前の医師免許取得者にあつては「医師免許証の写し」) - 認定証送付用封筒(角形 2 号の封筒に住所・氏名を記載し、<u>575 円分の切手</u>を貼付のこと。) (2) 医師免許取得後 9 年以上経過した医師による同一又は複数の医師少数区域等所在病院等における断続的な勤務に基づき申請を行う場合 - 申請者は、認定に必要な経験に関する所定の事項を別記様式 2－1 に基づき記載すること。 - 認定に必要な業務を行った医療機関として別記様式 2－1 に記載された全ての医師少数区域等所在病院等の管理者は、申請者による当該医療機関における勤務についての証明書を別記様式 2－2 に基づき記載すること。 - 申請者は、認定に必要な業務を行うこととなった理由、当該業務を行った医師少数区域等所在病院等の勤務環境、当該業務を行った期間及びその前後の期間における勤務地について、別記様式 4 に基づき記載すること。 - 別記様式 2－1， 2－2， 4 に基づき記載した申請書及び以下

改 正 後	改 正 前
の書類を住所地の都道府県を管轄する地方厚生局に提出すること。 - 臨床研修修了登録証の写し (平成 16 年 3 月以前の医師免許取得者にあつては「医師免許証の写し」) - 認定証送付用封筒 (角形 2 号の封筒に住所・氏名を記載し、<u>一般書留による郵送に必要な額の切手</u>を貼付のこと。)	の書類を住所地の都道府県を管轄する地方厚生局に提出すること。 - 臨床研修修了登録証の写し (平成 16 年 3 月以前の医師免許取得者にあつては「医師免許証の写し」) - 認定証送付用封筒(角形 2 号の封筒に住所・氏名を記載し、<u>575 円分の切手</u>を貼付のこと。)
第 2 認定証明書の再交付の申請 認定証明書の再交付の申請は、別記様式 3 に基づき記載した再交付申請書及び以下の書類を、住所地の都道府県を管轄する地方厚生局に提出すること。 - 臨床研修修了登録証の写し (平成 16 年 3 月以前の医師免許取得者にあつては「医師免許証の写し」) - 認定証送付用封筒 (角形 2 号の封筒に住所・氏名を記載し、<u>一般書留による郵送に必要な額の切手</u>を貼付のこと。)	第 2 認定証明書の再交付の申請 認定証明書の再交付の申請は、別記様式 3 に基づき記載した再交付申請書及び以下の書類を、住所地の都道府県を管轄する地方厚生局に提出すること。 - 臨床研修修了登録証の写し (平成 16 年 3 月以前の医師免許取得者にあつては「医師免許証の写し」) - 認定証送付用封筒 (角形 2 号の封筒に住所・氏名を記載し、<u>575 円分の切手</u>を貼付のこと。)
様式 1－1～様式 4 (略)	様式 1－1～様式 4 (略)